

第1章 機能診断、計画策定、研修

1. 機能診断

(1) 農用地に関する機能診断

- ・活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように畦畔、農用地法面、鳥獣害防護柵、防風ネット等の状況確認を行うこと。
- ・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

【活動のねらい】

施設については、活動計画書に位置付けた農用地の畦畔、農用地法面、鳥獣害防護柵、防風ネット等の破損や、劣化状況を把握するとともに、把握した結果については記録管理を行います。また、施設の破損状況や老朽化の進行度合いを経年的に把握して、必要な管理・補修計画を立てることによって、予防保全活動を適期に実施することが大切です。

【活動の内容】

施設の機能診断では、次に示す各施設について現状を確認します。（写真一施設の機能診断ポイント参照）

①農用地法面

農用地法面に侵食や水みちがあるか等について、目視で確認し状況を記録します。

②畦畔

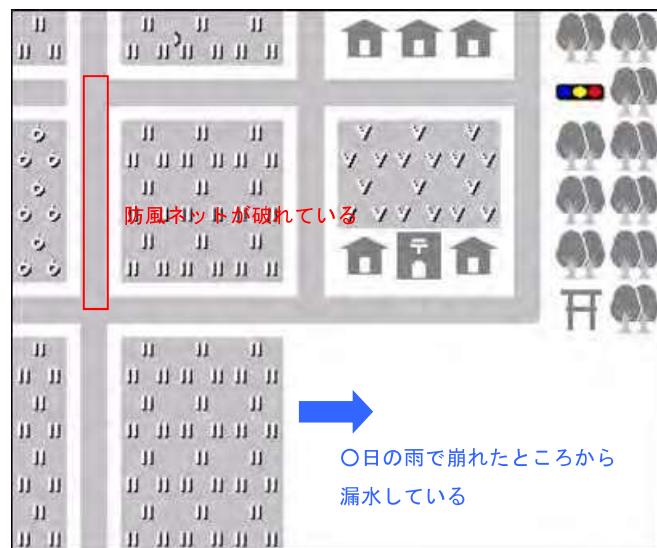
畦畔が崩れたり、低くなつてはいないか、また、漏水していないか等について、目視で確認し状況を記録します。

③鳥獣害防護柵、防風ネット等の施設

施設が正常に機能しているか、破損がないか等について、目視で確認し状況を記録します。

また、被害の発生状況等から、新たな施設の設置が必要かどうかについて記録します。

機能診断の結果は、あらかじめ点検表を作成し、異常がない場合も含めて、診断結果を記録します。異常を把握した場合は、必要に応じて図面（概略図）や写真、メモ等を添付して、その内容とともに発生位置等も判るようにします。記録は保管し、年度活動計画作りに役立てます。



図への記載例



(農用地法面)
侵食や水みちがみられないか



(畦畔)
崩れたり、低くなっていないか

施設の機能診断ポイント

(記載例)

施設区分： 農用地		整備年度： 昭和61年（防護柵はH2に設置）			
施設名： 一		地区・区間等：〇〇集落地内			
機能診断			修復履歴		
実施時期 (年月日)	診断結果	診断担当者	修復場所	実施時期 (年月日)	作業内容
H16.11.8	異常なし	〇〇〇〇			
H17.11.17	法面の一部に小規模な侵食あり[計3箇所、幅20cm程度の大きさ]	〇〇〇〇	字〇〇内	H17.11.26	侵食部分に土を補充し整形
	鳥獣害防護柵の断線が一部あり[2箇所]	〇〇〇〇	字〇〇内	H18.3.22	断線箇所の修復

【配慮事項】

- ・鳥獣害防護柵等は、感電等の危険があるためゴム手袋等を着用し作業の安全に注意します。
- ・勾配の急な法面やほ場整備を行って間もないところでは、植生が落ち着くまでわずかな雨でも法面や畦畔が崩れる危険性がありますので注意します。
- ・地区の空中写真やほ場整備時に作成した詳しい地図等があれば、診断結果の記録時等に利用できます。地域によっては、市販の住宅地図等も利用できます。
- ・機能診断にあたっては、水土里ネット等の専門家に相談することが大切です。